

令和7年第8回日南町議会定例会

陳情文書表

受理番号	受理年月日	件名	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第11号	令和7年 11月21日	生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな 対応を求める陳情	別紙写し のとおり	鳥取県米子市博労町3丁目44-1 鳥取県生活と健康を守る会連合会 会長 安田 共子	経済福祉常任委員会
第12号	令和7年 11月27日	衆議院議員の定数削減に反対する陳情	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市宮谷285 平和・民主主義・豊かな暮らしをめざす鳥取県の会（鳥取県革新懇） 代表世話人 村上 俊夫	総務教育常任委員会

2025年//月//日

日南町議会 議長

山本 芳昭 様



鳥取県生活と健康を守る会連合会

会長 安田 共子

米子市博労町3丁目44-1

電話 0859-22-6568

会員 田中 伸三

生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ

速やかな対応を求める陳情

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均6.5%、最大10%引き下げられました。この引き下げについて、29都道府県で、1,027人の原告が取消を求めて提訴したところ、令和7年6月27日、最高裁判所が、「厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法である」として、生活保護費減額は違法であるとの原告勝訴の判決を言い渡しました。この最高裁判決を受け、国には、速やかに関係法令や制度の見直しを行い、影響を受けた生活保護利用者への適切な対応を進めることができます。

しかしながら、判決から4か月以上が経過した現在も、同訴訟の原告をはじめとする生活保護利用者への謝罪や、原告が求める保護費の遡及支給などの全面的な被害回復の措置もとられず、違法状態、利用者の不安が続いている状況にあります。

生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及びひとり親の世帯であり、数百万人規模の生活保護利用者が10年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権（憲法25条）と個人の尊厳（憲法13条）を侵害され続けている状態にあります。近年の物価高騰も重なり、利用者らの消費の抑制が地域経済への悪影響にもつながっています。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度とも連動しており、生活保護費引下げに伴いこれらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられることから、その実態を把握し、必要な対応を図ることも必要です。

さらに、被害回復への対応については、自治体において膨大で困難な作業が想定されますが、自治体に過重な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきです。

以上のことから、政府、厚生労働省に対し、最高裁判決に従い下記事項について速やかな対応を行うことを、貴議会から要請していただくよう陳情します。

1. 違法な手続きによって保護基準を引き下げ、長期間にわたって原告・生活保護利用者の生存権を侵害し、痛苦を与えたことに対し、真摯に謝罪すること。
2. 国の責任において、生活保護費の遡及支給等、全面的な被害回復の措置を速やかにとるとともに、物価高騰に見合う大幅な基準引き上げを行うこと。
3. 違法な減額処分を行った経過と原因について、原告・弁護団・生活保護利用者など当事者も入れた検証を行い、再発防止策を明らかにすること。
4. 生活保護基準に連動した諸制度利用者についても、影響を調査し侵害された不利益を回復すること。

以上

【意見書案】

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣 各宛て

生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ 速やかな対応を求める意見書（案）

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均6.5%、最大10%引き下げられた。この引き下げについて、29都道府県で、1,027人の原告が取消を求めて提訴したところ、令和7年6月27日、最高裁判所が、「厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法である」として、生活保護費減額は違法であるとの原告勝訴の判決を言い渡した。この最高裁判決を受け、国には、速やかに関係法令や制度の見直しを行い、影響を受けた生活保護利用者への適切な対応を進めることが求められる。

しかしながら、判決から4か月以上が経過した現在も、同訴訟の原告をはじめとする生活保護利用者への謝罪も、原告が求める保護費の遡及支給などの全面的な被害回復の措置もとられず、違法状態、利用者の不安が続いている状況にある。

生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及びひとり親の世帯であり、数百万人規模の生活保護利用者が10年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権（憲法25条）と個人の尊厳（憲法13条）を侵害され続けている状態にある。近年の物価高騰も重なり、利用者らの消費の抑制は地域経済への悪影響にもつながっている。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度とも連動しており、生活保護費引下げに伴いこれらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられることから、その実態を把握し、必要な対応を図ることも必要である。

さらに、被害回復への対応については、自治体において膨大で困難な作業が想定されるが、自治体に過重な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきである。

よって国におかれては、最高裁判決の趣旨を踏まえ、以下の事項について早急に実施するよう要望する。

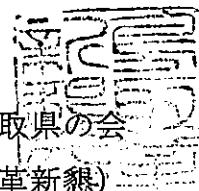
1. 違法な手続きによって保護基準を引き下げ、長期間にわたって原告・生活保護利用者の生存権を侵害し、痛苦を与えたことに対し、真摯に謝罪すること。
2. 国の責任において、生活保護費の遡及支給等、全面的な被害回復の措置を速やかにとるとともに、物価高騰に見合う大幅な基準引き上げを行うこと。
3. 違法な減額処分を行った経過と原因について、原告・弁護団・生活保護利用者など当事者も入れた検証を行い、再発防止策を明らかにすること。
4. 生活保護基準に連動した諸制度利用者についても、影響を調査し侵害された不利益を回復すること。



2015年11月27日

日南町議会

議長 山本 芳昭 様



平和・民主主義・豊かな暮らしをめざす鳥取県の会

(略称：鳥取県革新懇)

代表世話人 村上 俊夫

〒680-1412 鳥取市宮谷285

Tel 0857-26-1758

会員 田中健三

衆議院議員の定数削減に反対する陳情

自民党と日本維新の会は11月12日、衆議院の議員定数削減に関する協議を開始しました。これは自維政権協議の一丁目一番地とされるもので、両党は臨時国会での成立を狙っています。とりわけ維新は「比例代表50削減」を主張しています。

こうした動きは、「身を切る改革」の美名に隠れて、国民の批判が大きい企業・団体献金、裏金問題への関心をそらし、議員の定数問題にすり替える“目くらまし”です。

仮に維新が主張する「比例50減」が実現した場合、どうなるのか。東京新聞は昨年10月の総選挙の得票をもとに議席数を予想しています。その結果、議席減少率は自民党9%、立憲民主党は6%、公明党と共産党は各25%、れいわ新選組33%、参政党と保守党が各67%と、小規模政党に不利となることが明らかです。

衆院選の比例代表制度は、小選挙区で多くの「死に票」が出て大政党に有利に働くことを救済する大切な役割を持っています。これを削れば、現在は過半数割れしている与党に再び過半数を維持させることになるでしょう。

自民・維新の与党が過半数を維持すれば、医療費の削減を中心とする社会保障の縮小、大増税とセットになった大軍拡、戦前回帰の危険をまとうスペイ防止法の制定などの悪政が推し進められる懸念があります。

ちなみに、11月13日のTBSラジオ「森本哲郎スタンバイ」でこの問題を取り上げリスナーに意見を求めたところ、「突然で論外。そもそも国會議員の数は多くない。政党助成金をやめれば300億円以上の削減になる」「露骨な少数政党つぶし。党利党略の下品な意思表示。与党だけで決められるものではない」などの声が寄せられたそうです。また「議会は行政の監視も担っているので、議員定数削減は民主主義の仕組みを弱め、政府や与党を利するだけ。少数意見や地方の声が国政に届きにくくなるなど弊害しかありません」との鋭い指摘もあったとのことです。

このような趣旨から、衆議院議員の定数削減を行わないよう強く要請します。貴議会においても、趣旨に賛同いただき、衆参両院議長に同趣旨の意見書を提出していただくよう陳情いたします。

[陳情項目]

- 一、「衆議院議員の比例定数の削減を行わない」旨、衆参両院議長に意見書を提出すること

衆議院議員の定数削減に反対する意見書（案）

自民党と日本維新の会は11月12日、衆議院の議員定数削減に関する協議を開始した。これは自維政権協議の一丁目一番地とされるもので、両党は臨時国会での成立を狙っている。とりわけ維新は「比例代表50削減」を主張している。

こうした動きは、「身を切る改革」の美名に隠れて、国民の批判が大きい企業・団体献金、裏金問題への関心をそらし、議員の定数問題にすり替える“目くらまし”である。

仮に維新が主張する「比例50減」が実現した場合、どうなるのか。東京新聞は昨年10月の総選挙の得票をもとに議席数を予想している。その結果、議席減少率は自民党9%、立憲民主党は6%、公明党と共産党は各25%、れいわ新選組33%、参政党と保守党が各67%と、小規模政党に不利となることが明らかである。

衆院選の比例代表制度は、小選挙区で多くの「死に票」が出て大政党に有利に働くことを救済する大切な役割を持っている。これを削れば、現在は過半数割れしている与党に再び過半数を維持させることになるであろう。

自民・維新の与党が過半数を維持すれば、医療費の削減を中心とする社会保障の縮小、大増税とセットになった大軍拡、戦前回帰の危険をまとうスパイ防止法の制定などの悪政が推し進められる懸念がある。

ちなみに、11月13日のTBSラジオ「森本哲郎スタンバイ」でこの問題を取り上げリスナーに意見を求めたところ、「突然で論外。そもそも国会議員の数は多くない。政党助成金をやめれば300億円以上の削減になる」「露骨な少数政党つぶし。党利党略の下品な意思表示。与党だけで決められるものではない」などの声が寄せられたそうである。また「議会は行政の監視も担っているので、議員定数削減は民主主義の仕組みを弱め、政府や与党を利するだけ。少数意見や地方の声が国政に届きにくくなるなど弊害しかありません」との鋭い指摘もあったとのことである。

このような趣旨から、以下を強く要請する。

1. 衆議院議員の比例定数の削減を行わないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

鳥取県日南町議会議長　山本芳昭

（提出先）

衆議院議長　額賀　福志郎　様
参議院議長　関口　昌一　様